

2020年4月20日

関係各位

西日本旅客鉄道株式会社
岡山支社 営業課

新型コロナウイルスの影響による通学定期券の取扱いについて

新型コロナウイルスの影響により、学校が休校となったため、通学定期券の払いもどしを希望されるお客様、学校再開後に通学定期券の購入をご希望されるお客様について以下のとおり取り扱いを行います。

① 通学定期券の払いもどしについて

以下のいずれかに該当する場合、通学定期券の払いもどしを行うことができます。

- (1) 通学定期券を1度も使用していない場合
- (2) 通学定期券の有効開始日から7日以内に払いもどしを行う場合
- (3) 通学定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合

- ・学期単位で発売している通学定期券や引越しなどにより利用される通学定期券の区間を変更する場合の払いもどしは、残りの有効期間が1か月以内でも払いもどしを行う場合がございます。
- ・通常、払いもどしを申出された日を基準として払いもどし金額を計算いたしますが、特例により、学校休校後に通学定期券を使用されていない場合、払いもどしを申出された日を最終登校日までさかのぼって払いもどし金額を計算いたします。
払いもどしを希望されるお客様は、学校休校後、通学定期券は使用しないようお願いいたします。
(払いもどし申出された日をさかのぼっても、上記(1)～(3)に該当しない場合は、払いもどし金額はございません。あらかじめご了承ください。)

② 通学定期券の購入について（通学証明書、学生証等の取扱い）

通学定期券を購入するため、学校から交付された「通学証明書」「学生証」等をお持ちの場合、「通学証明書」「学生証」等の有効期限が満了となった場合でも、特例により有効期間内のものとみなして通学定期券を発売いたします。

有効期限満了となった「通学証明書」を購入の際に駅係員へ提出してください。

※通学定期券を使用する際は、「学生証」等を携帯してください。新しい「学生証」が交付されるまでは、前回使用していた「学生証」を有効なものとして取り扱います。写真の貼り付けができない等の不備があっても有効なものとして取り扱いを行います。

また、通学定期券を払いもどしされた場合、「通学証明書」や前回使用していた通学定期券の呈示が無くても通学定期券を購入していただけるよう、払いもどし時に「払戻計算書」等の証明を駅係員がお渡しいたしますので、次の通学定期券購入時は「払戻計算書」等の証明を駅係員へ提出してください。

詳しくは弊社ホームページ「おでかけネット」または駅係員にお尋ねください。

【問い合わせ先】(学校担当者様用) 西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社営業課 TEL086-225-1170 (平日9:00～17:45)
--